

多久市長 横尾俊彦から認可申請のあった多久市営土地改良事業（基盤整備促進）別府西地区の換地計画は、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 4 において準用する同法第 52 条の 2 第 1 項の規定により適当であると決定したので、同条第 4 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でこの換地計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成 23 年 2 月 7 日までに佐賀県佐賀中部農林事務所（郵便番号 849-0925 佐賀市八丁畷町 8 番地 1）に提出してください。

平成 23 年 1 月 7 日

佐賀県知事 古 川 康

1 縦覧に供する書類

多久市営土地改良事業（基盤整備促進）別府西地区の換地計画書の写し

2 縦覧の期間

平成 23 年 1 月 11 日から平成 23 年 2 月 7 日まで

3 縦覧の場所

多久市役所